

2. 東京の民活路線

内海 和雄

1. 東京都の都市政策の動向

四全総による大都市圏再編成は三全総の「地域の自立的発展」、「地方の時代」を終焉させ東京圏再開発、東京一極集中化と他地域の従属化をもたらしている。これは地方自治の根本を否定している。これは民間活力導入と規制緩和という、公共事業への民間活力の導入、利潤源泉の対象化をもたらし、「都市再開発“無法時代”」を招いている。JAPIC等財界の都市改造戦略に基本的に沿うものである。

鈴木都知事が進める東京「マイタウン構想」はその方向に沿うものであり、個々の領域では次のような特徴を持っている。

①市街地整備—「多心型都市構造への転換」として四全総の一極集中（+国際都市としての情報基地化）との一定の矛盾を持っている。

②産業政策—工業活動の低下傾向顕著、サービス化・ソフト化。

③交通・港湾政策—広域幹線道路の整備（首都圏中央連絡道路、東京湾岸道路、東京湾横断道路、外郭環状道路）、総合的な港湾空間の創造（外貨コンテナ埠頭、東京国際空港、テレポート計画—人・物・情報の国際的結節点）。

④住宅政策—数的には充足、しかし住宅困窮世帯は41.7%。しかしJAPICの24時間都市構想は適切な住宅地建設といえるか。

⑤福祉政策—福祉きり捨て方向、高齢化問題が深刻になっている。（『都市・21世紀・自治』四全総・首都改造・東京問題資料集、東京自治問題研究所、研究双書1、1985.8参照）

2. スポーツ分野での民間委託の推移

1976年に「財団法人北九州市教育文化事業団」が発足し教育・文化・スポーツ施設の管理・運営の一括委託を行った。これは地方自治法、社会教育法違反である。しかし運動により他市への波及は免れた。

1983年には「名古屋文化・スポーツ事業団」が設置され、施設の管理・運営に留まらない社会教育・文化・スポーツ事業の委託に進展した。

3. 東京都・区部の民間委託の動向

a. 東京都

都の場合には1983年、鈴木都知事が「活力ある都政をすすめる懇談会」を設置して民活路線を検討し、1985年に「財団法人東京都教育振興財団」設立して都立の体育施設、社会教育施設の管理・運営を委託した。

b. 区部

区部における民間委託は、自治全額出資の公社が多い。区の場合、黒字団体であり、公社委託は自治省への「抵抗」としての側面もある。つまり全額自治体負担であり、自治体の出費は名目が変わるだけで額は変わらないからである。

c. 区民の施設利用実態

ここに『江東区民意識意向調査報告書』（1989）から区民の施設使用の実情を見ると、
民営の施設（23.3%）、会員制の施設（19.3%）
……………42.6%

区内の公共施設（21.1%）、区外の公共施設（12.7%）、学校開放（5.5%）……………39.3%
となっており、比較は出来ないが、印象としては民間の利用の多さが伺える。

4. 杉並区の住民委託の現状

住民委託という一見民主的のようだが、その歴史的経緯を見ると、70年代のコミュニティ政策により、住民自治の弱い、上からの組織化のもとにあった地域への「安請け合い」を狙ったものであり、その内実が問われねばならない。

5. 荒川区の現状

荒川区総合スポーツセンター（1985）は公管民営方式であり、運営・事業はすべて企業によるものであり、使用料も高い。料金改定は議会の承認を得ることになっているが、独立採算化率が50%であり、一般的な20~30%よりは遙かに高いもの

となっている。

旧日暮里第五小学校跡地の土地賃貸（1989）は、都内でも初めてのものであり、次の土地信託制度と同様に民間委託という範疇には含められない新たな事態である。（資料省略）

6. 土地信託

兵庫県加西市青野地区の青野公共用地土地信託（東洋信託、住友信託が受託）に出され、「ウインズヒル・播磨スポーツリゾート」が建設された。25年後に土地・施設すべて県に返還され、県が管理・運営すると言うが、土地賃貸と同様、曖昧な部分も多い。

7. 問題点

a. 影響——上記の民間委託、土地賃貸、土地信託の進行の中で高料金、住民が使えない、独自事業による住民への齟齬せが進行しており、自治体施設でありながら営利事業化している。

b. スポーツ振興法の反古——これはスポーツ振興法の理念である振興の無視が施設建設、行事、教室の停滞として起きている。また営利追及も違反である。特に土地賃貸、土地信託問題は公共用地の私的活用であり、公共性を根本から否定する問題である。

c. 公共性の再検討——こうした中では「企業主義」の論理が全社会の論理として支配している。民間委託推進者も「公共性」を言うが、それは「赤字を出さないこと、効率」（加藤寛）であり、真の公共性とは何かが問われている。

参考資料

1. 経済企画庁「民間活力活用に関する研究会中間報告—90年代の民活施策の基本的方向に関する一提言—」（1989.7）

「1970年代前半までの経済政策は、多くの国において医療、福祉、運輸・通信など公平性に密接に関わる社会的サービスを公的部門自らが提供しようとする傾向にあった。民間部門と公的部門を峻別し、民間部門＝市場提供＝効率性、公的部門

＝非市場機構＝公平性という図式に基づいて役割分担を考えがちだった。しかし、公的部門では拡大傾向が加速し、その結果、他の分野へ回すべき経済資源が減少して経済の活力は衰えることとなり、かえって公平性の維持が困難となってきた。今後の経済社会は多様化、個性化、高齢化がますます進むと考えられるので、民間部門の技術的、経営的蓄積を生かしながら社会的サービスを効率的に提供することは、国民の選択の幅を広げ個人の経済的構成を増大させるものとみられる。」（6頁）

こうしてこれからの民活施策の重点分野として次の三点を上げている。

①ヒューマン・サービス分野——運輸・通信等産業との結び付きが強い分野に比較して民営化、規制緩和が遅れがちであった医療、教育、福祉、文化・教養、スポーツ等の分野。

体育・スポーツ施設の民営割合（1985）は次のようである。ゴルフ練習場89.2%、野球場・ソフトボール場1.7%、体育館0.8%、水泳プール4.7%。自治体の清掃や管理の委託によって50～60%の大幅なコストダウンが可能であるとして、専らプラス面しか述べない。

②未利用・低利用空間の整備・活用の分野——埋め立て地、大都市の低利用農地等、産業構造の変化の中で全国的に取り残されている未利用地、大深度地下の利用（地下50Mの技術開発、これまでは30Mまで）等が考えられている。

③基礎研究、国際交流、公共事業、地方プロジェクト等とりわけイノベーションの期待されている分野——

2. a. 東京都スポーツ振興審議会答申「東京都における生涯体育の振興策と推進体制の整備について」1987.7. b. 同答申「東京都における社会体育指導者の体系化と養成・研修事業の具体的方策について」1989.7.

3. a. 「武蔵野の森」総合スポーツ施設建設基本構想検討委員会報告書1989.10. b. 体育高校基本構想検討委員会報告書1989.10.